

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

2026年1月30日

国立大学法人兵庫教育大学
契約担当役 事務局長 北崎 哲章

1 業務概要

- (1) 業務名 兵庫教育大学(嬉野台) 共通講義棟改修（I－II期）建築設計業務
- (2) 業務内容 改修工事に伴う建築実施設計作成業務
共通講義棟校舎改修
- (3) 履行期限 2026年3月31日（火）
ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、2026年10月30日（金）
(I期工事分の設計図面・積算業務の完成は、2026年6月30日（火）)
まで延長予定。
- (4) 本業務においては、参加表明書・技術提案書の提出等を下記3（1）まで
持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）すること。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
次に掲げる条件を満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）であること。
- ① 国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であり、かつ同規程第5条に定める資格を有する者であること。
- ② 文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。
- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、当該契約担当役又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 見積に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑧ 兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県又は滋賀県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (10) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任技術者を当該業務にそれぞれ配置できること。
 (i) 管理技術者は、一級建築士の資格を有するものであること。
 (ii) 主任技術者は、意匠担当・積算担当をそれぞれ配置すること。
- (11) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した同種及び類似業務の実績を有すること。
 ※同種業務、類似業務とは以下のとおりである。
 同種業務：元請けとして設計したSRC造・RC造・S造 3階以上で延べ面積3,000平米以上の建築物の内装改修、又は新営工事に係る建築の実施設計業務
 類似業務：元請けとして設計したSRC造・RC造・S造 2階以上で延べ面積2,000平米以上の建築物の内装改修、又は新営工事に係る建築の実施設計業務
- (12) 配置予定技術者については、同種又は類似業務の実績を有すること。

- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
 ① 配置予定技術者の能力
 資格、同種又は類似業務の実績
 ② 技術提案書の提出者の能力
 技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 ① 配置予定技術者の能力
 資格、同種又は類似業務の実績
 ② 技術提案書の提出者の能力
 技術者数、技術力、同種又は類似業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進
 ③ 業務の実施方針
 業務内容の理解度、実施方針及び実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性

3 手続等

- (1) 担当部局
 〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1
 国立大学法人兵庫教育大学総務部環境マネジメント課環境管理チーム
 電話番号 0795-44-2030
- (2) 説明書の交付期間及び場所
 交付期間：2026年1月30日9時00分から
 2026年2月9日17時00分まで
 ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。
 交付方法：電子入札システム及び本学webページにより交付する。
 ただし、発注者の確認を得た場合は、上記3(1)の担当部局で直接交付する。郵送による交付は行わない。
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
 提出期限：2026年2月9日17時00分まで
 提出場所：持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）により提出すること。
- (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法
 提出期限：2026年3月5日17時00分まで
 提出場所：持参又は郵送（書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。）により提出すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 (2) 契約保証金 納付。
 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

(銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)

- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、別途通知する。
- (8) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)と同じ。
- (9) 記2(1)②に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていないなければならない。
- (10) 詳細は説明書による。